

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月25日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

#### 広島県公安委員会規則第10号

##### 広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の3中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関すること。

附 則

この公安委員会規則は、平成20年12月1日から施行する。